



令和7年9月10日
航空局安全部
航空安全推進室

日本航空株式会社に対する厳重注意について

本年8月28日（現地時間）のJAL793便（ホノルル→中部）に乗務予定だった機長が、乗務前日に過度な飲酒を行ったことにより、自主的に行った検査でアルコールが検知され、当該機長の乗務を取りやめた結果、当該便を含む計3便に遅延が生じることとなった旨、同日中に日本航空株式会社（以下「同社」という。）から報告がありました。

同社においては、昨年12月1日（現地時間）のJAL774便（メルボルン→成田）の機長及び副機長が乗務前日に過度な飲酒を行い、同便が遅延する事案を発生させたことをふまえ、同月27日付けで業務改善勧告を受け、本年1月24日付けで再発防止に向けた取組を国土交通省航空局に報告し、その実施を進めていたところでした。

本事案に関して、

- ・同社においては上記の再発防止に向けた取組の柱の一つである「運航乗務員の飲酒傾向の管理の更なる強化」に関し、当該機長に対して身体検査等の結果をふまえ、飲酒傾向の管理監督を一定程度行っていたこと
 - ・一方で、当該機長は同社に対して断酒する旨の申告をしていたにもかかわらず乗務前日に過度な飲酒を行い、航空法第104条に基づき認可を受けた同社の運航規程に定める飲酒に係る規定に違反した事実
- 等が確認されました。

上記をふまえると、当該機長について個人的な悪質性があったと認められるとともに、同社についても管理監督が十分であったとは言えず、安全管理システムが十分に機能していたとは言いがたいことから、本日付けで同社に対して別添のとおり厳重注意を行い、再発防止策を検討の上、令和7年9月30日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

添付資料：日本航空株式会社に対する厳重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室 松村、原

TEL（代表）：03-5253-8111（内線：50145、50163）

直通：03-5253-8732